

D 1 - 8

3 年 保 存 (常)
(令和8年12月31日まで)

F N . D 1 - 1 - 0

鹿交企第503号

令和5年12月4日

関係所属長 殿

本 部 長

担当 交通安全啓発係 TEL [REDACTED]

交通死亡事故発生時の措置要領について（通達）

交通死亡事故が発生した場合の措置要領については、「交通死亡事故発生時の措置要領について（通達）」（令和2年3月16日付け鹿交企第34号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、今回、交通死亡事故発生速報の様式の変更を行うなど、別添のとおり交通死亡事故発生速報の配信要領を一部改めたので、誤りのないよう対応されたい。

なお、この通達は令和6年1月1日から施行し、旧通達は令和5年12月31日限り廃止する。

交通死亡事故発生時における措置要領

1 基本方針

交通死亡事故が発生した場合は、次の事項に関する各種措置を実施するものとする。

なお、共通実施事項に関しては、原則として、発生日の翌日から3日以上実施し、個別的実施事項に関しては、発生後の早い段階で実施するものとする。

2 定義

(1) 発生警察署

管轄内において交通死亡事故（事故発生から24時間以内に事故当事者が死亡した事故。以下同じ。）が発生した警察署

(2) 隣接警察署

原則として、「発生所属に関する隣接署一覧（別紙）」のとおりとするが、発生の都度、発生場所（路線）、事故形態等を勘案し、交通企画課が発出する交通死亡事故発生速報（別記第1号様式及び第2号様式）により指定するものとする。

3 共通実施事項

| 実施事項 | 実施要領等 |
|------------|---|
| 広報啓発活動 | 自治体や関係機関・団体等と連携の上、広報車、防災無線、チラシ、広報紙等、あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を実施する。 実施に当たっては、最も効果のある時間帯、場所、方法等を検討する。 |
| 街頭監視活動 | 可能な限りの職員により、最も効果のある時間、場所及び方法で街頭監視活動を実施する。 また、街頭監視は自治体や関係機関団体等にも合同での活動実施について働きかけを行う。 |
| 交通指導取締りの強化 | 事故原因となった交通違反を重点に、交通指導取締りを強化する。 |

4 個別（当事者別）的実施事項

| 事故の形態 | 実施要領等 |
|---------------------|--|
| 高齢者が当事者の事故 | 交通企画課の発出する広報資料等を活用して署独自の資料を作成し、関係者等に配布する。 また、参加・体験・実践型の交通安全教室を実施する。 |
| 幼児又は生徒が当事者の事故 | 当事者の対象に合わせて、幼稚園、学校等における交通安全教室を開催するとともに、保護者等に対する安全教育も実施する。 また、学校等に対しては、自主的な交通安全活動の働きかけを実施する。 |
| 安全運転管理事業所の職員が当事者の事故 | 管内各事業所に対する情報提供及び必要な指導・助言を行うとともに、事業所等における法令講習等を開催する。 なお、運転代行業による事故の場合は、運転代行業研修会を開催する。 |
| 農耕車関連の事故 | 市町村、農業協同組合、農機具販売店、農耕車利用者等に対する情報提供及び必要な指導・助言を行うとともに、交通安全教室等を開催する。 |

5 交通死亡事故現場診断

交通死亡事故現場診断については、「交通死亡事故現場診断実施要綱について（通達）」（令和3年3月30日付け鹿交企第66号）に基づき実施するものとする。

6 交通死亡事故多発警報発令に伴う対策

交通死亡事故多発警報が発令された場合は、別途発出する通達等に基づき、所要の対策を実施するものとする。

7 警察本部関係所属の対応

(1) 交通死亡事故発生速報の配信

交通企画課においては、交通死亡事故が発生した場合、原則として、発生翌日午前10時までに、部内向けの交通死亡事故発生速報（別記第1号様式、以下「第1号様式」という。）及び部外向けの交通死亡事故発生速報（別記第2号様式、以下「第2号様式」という。）を作成し、関係所属に対して、K P - W A N メールにより配信するものとする。

交通企画課から交通死亡事故発生速報の送付を受けた所属は、第1号様式を職員向けの教養等に活用するほか、各級学校や企業等に対する講話など、部外向けの資料として第2号様式を活用するものとする。

(2) 発生署等に対する支援

本部関係所属は、発生した交通死亡事故の捜査、事故原因に基づく交通指導取締り、交通規制の見直し等について、発生署等に積極的な支援を行うものとする。

8 報告

各種報告結果等は、必要に応じて交通企画課交通安全啓発係を経て本部長に報告すること。

発生所属に関する隣接署一覧

| 発生署等 | 隣接署の指定 | | | |
|--------|-------------|------|------|----|
| 鹿児島中央 | 鹿児島西 | 鹿児島南 | | |
| 鹿児島西 | 鹿児島中央 | 鹿児島南 | | |
| 鹿児島南 | 鹿児島中央 | 鹿児島西 | | |
| 指宿 | 南九州 | | | |
| 南九州 | 指宿 | 枕崎 | 南さつま | |
| 枕崎 | 南さつま | 南九州 | | |
| 南さつま | 南九州 | 枕崎 | 日置 | |
| 日置 | いちき串木野 | 南さつま | | |
| いちき串木野 | 日置 | 薩摩川内 | | |
| 薩摩川内 | いちき串木野 | 阿久根 | さつま | |
| さつま | 薩摩川内 | 出水 | 伊佐湧水 | |
| 阿久根 | 薩摩川内 | 出水 | | |
| 出水 | 阿久根 | 伊佐湧水 | さつま | |
| 伊佐湧水 | 出水 | さつま | 霧島 | |
| 姶良 | 霧島 | | | |
| 霧島 | 伊佐湧水 | 姶良 | 曾於 | |
| 曾於 | 霧島 | 志布志 | 鹿屋 | |
| 志布志 | 曾於 | 鹿屋 | 肝付 | |
| 肝付 | 志布志 | 鹿屋 | 錦江 | |
| 鹿屋 | 曾於 | 志布志 | 肝付 | 錦江 |
| 錦江 | 鹿屋 | 肝付 | | |
| 種子島 | 事故状況により別途指定 | | | |
| 屋久島 | 事故状況により別途指定 | | | |
| 奄美 | 瀬戸内 | | | |
| 瀬戸内 | 奄美 | | | |
| 徳之島 | 事故状況により別途指定 | | | |
| 沖永良部 | 事故状況により別途指定 | | | |
| 高速隊 | 事故状況により別途指定 | | | |

交通死亡事故発生速報(部内資料)

| | | | | | |
|---------|----------|------|-----|------|-------|
| 発生所属 | | 所属累計 | | | |
| 発生日時 | | | | | |
| 発生場所 | | | | | |
| 路線名 | | | () | | |
| 交通規制状況 | | | | | |
| 事故類型 | X | | 【 】 | | |
| 第1当 | 住居地 | | | 通行目的 | |
| | 職業・性別・年齢 | 職業 | 性別 | 年齢 | 歳 |
| | 運転免許等 | 免許種別 | | | 選任事業所 |
| 第2当 | 住居地 | | | 通行目的 | |
| | 職業・性別・年齢 | 職業 | 性別 | 年齢 | 歳 |
| | 運転免許等 | 免許種別 | | | 選任事業所 |
| 事故概要 | | | | | |
| 略図 | | | | | |
| 実施する対策等 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 指定隣接署 | | | | | |

交通死亡事故発生状況

| | | | |
|------|--|--|--|
| 本年累計 | | | |
| 当月累計 | | | |

※ 部外配布禁止 ※

交通死亡事故発生速報

| | | | | | |
|-------------|-----------|------|-------|-----|---|
| 発 生 所 属 | | 所属累計 | | | |
| 発 生 日 時 | | | | | |
| 発 生 場 所 | | | | | |
| 路 線 名 | | | | () | |
| 交 通 規 制 状 況 | | | | | |
| 事 故 類 型 | X | | | 【 】 | |
| 第 1 当 | 住 居 地 | 通行目的 | | | |
| | 職業・性別・年齢 | 職業 | 性別 | 年齢 | 歳 |
| | 運 転 免 許 等 | 免許種別 | 選任事業所 | | |
| 第 2 当 | 住 居 地 | 通行目的 | | | |
| | 職業・性別・年齢 | 職業 | 性別 | 年齢 | 歳 |
| | 運 転 免 許 等 | 免許種別 | 選任事業所 | | |
| 事 故 概 要 | | | | | |
| 略 図 | | | | | |
| 参 考 事 項 | | | | | |

交通死亡事故発生状況

| | |
|------|--|
| 本年累計 | |
| 当月累計 | |